

第104回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 令和元年7月5日（金）14:00～16:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第一会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、日本銀行

【調査実施者】

厚生労働省：中原賃金福祉統計室長、山口賃金福祉統計室室長補佐、
長山統計・情報総務室補佐ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官
政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 6月27日開催の第138回統計委員会において諮問された賃金構造基本統計調査の変更について、統計委員会における委員からの意見を共有した後、審査メモのうち、「報告を求める事項の変更」について審議が行われた。
- 審議の結果、一部事項について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議を行うこととされた。
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）報告を求める事項の変更

ア 調査事項（一部）についてプレプリントを実施

- ・ 報告者である事業所は、最大で何人の労働者について調査票に記入することになるのか。
→ 例えば、事業所規模が1万5000人の場合、常用労働者については抽出率1/90としているため160人程度、また、臨時労働者については最大で250人としている。厳密な数値については、確認の上、次回部会で報告したい。

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【事業所票】

- ・ 個人票の調査結果を用いた代替集計をみると、新規学卒者と考えられる者の初任給額

は約1万円高くなっており、その理由については、通勤手当が含まれていることによるものとのことであるが、通勤手当を除外した形で比較できないのか。

→ 初任給額や通勤手当については就労条件総合調査でも把握しているが、それは企業における平均値という形で集計しているので、本調査で集計する個人別の初任給額から通勤手当を差し引くという形では、それぞれの統計を比較した際にミスリードを生じる可能性がある。このため、通勤手当を含め代替集計の内容について情報提供するというやり方を考えている。

- ・ 雇用保険データは代替集計結果よりやや低いものの、現行の集計結果より高めとなっている理由は何か。雇用保険データに通勤手当は含まれるのか。また、雇用保険データには、小規模事業所も含まれるのか。

→ 雇用保険データについては、通勤手当等各種手当を含んだ額となっているが、本調査の対象外となっている小規模事業所も含んでいるため、代替集計よりやや低い額になっていると考えている。

→ データの正確性の観点からすれば、雇用保険データが本調査よりもカバレッジも広く、最も正確と考えられることから、代替集計の提供と併せて雇用保険データの活用を考えているということか。

→ 雇用保険データは悉皆まではいかないが、雇用保険に新規加入した新規学卒者については全て集計しているため、本調査よりもカバレッジはかなり広くなると考えている。また、今回については、参考値という扱いにしているが、今後、きちんとした形で公表できるよう環境を整えていきたいと考えている。

- ・ 現在の初任給額に係る調査結果については、調査実施年の11月に公表しているところ、今後、代替集計を行う場合は、調査実施年の翌年3月公表としているが、公表時期が遅れることによる支障等は生じないのか。

→ 今後は雇用保険データの活用を進めていき、現在の11月より更に早く公表する方向で考えている。

- ・ 代替集計を行った場合との差については、しっかりと要因分析を行っているか。その要因が既に通勤手当によるものであることが分かっているなら、それを除外して比較可能性を高めた形でデータ提供してもらわないと、代替可能か判断できない。

→ 代替集計を行う場合に、通勤手当を控除すれば、現行の調査結果と一致するのか、あるいは、誤差がどのくらい生じるのか、統計的に示してもらわなければ、問題ないとは言えない。現在の調査結果よりも正確な把握が可能であり、報告者負担の軽減が図れるなど、本調査事項を削除する積極的な理由を明確にしてほしい。

→ 通勤手当も学歴によって異なる可能性も考えられる中、学歴による代替集計の比較検証・分析も行う必要があるのではないか。本調査事項に対する回答率など、調査結果の正確性も論点としてはあるのではないか。

→ 次回部会において、改めて説明したい。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】

- ・ 短時間労働者の学歴の把握は困難としているが、正規雇用には就けない大卒者などもおり、政策的に把握するニーズはあるのではないか。
 - 世帯調査と事業所調査の違いはあるが、就業構造基本調査において、正社員以外の学歴別所得等のデータを把握しており、これらの調査結果等も参照していただきたいと考えている。

短時間労働者については、試験調査で未記入が非常に多くみられた中、記入があった部分のみを集計した場合、バイアスがどの程度あるのか等を検証・分析する必要があり、非常に難しいと認識している。
 - 短時間勤務の正社員がフルタイムに戻るパターンが非常に増えており、短時間勤務を何年間したかによって、その後の賃金にどう影響するかなど、大きな問題になっていると理解している。就業構造基本調査は、年収が階級区分での把握となっており、賃金の実態がよく分からないため、本調査で、短時間労働者のうち比較的回答が可能と考えられる正社員だけでも本調査で学歴を把握する意義は高いと考える。
 - 学歴は属性であり、基本的に全ての労働者に聞くべきものとする。回答率が悪いから短時間労働者については調査しないとしているが、政策的に強く求められれば調査することになるのではないかと考えている。採用段階で把握していないのであれば、「不詳」という区分もあってよいと考えている。「不詳」の区分を設けることで無回答が増えるから短時間労働者の学歴把握は困難との調査実施者の説明は説得力に乏しく、把握が困難であるとするならば、バックデータを含め、十分な論拠を示す必要がある。学歴については、政策的見地や国際比較を考えた場合、外すことができない変数の一つであることから、再検討をお願いしたい。
 - 再検討した上で、次回部会で改めて回答したい。
- ・ 現行計画では、高専・短大については、高校卒業から2年又は3年の修業年限で卒業した場合は「高専・短大」に区分するとされているところ、今回新設される「専門学校」については、高校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専修学校専門課程の卒業者と定義されているが、他統計との比較可能性は担保されているのか。
 - 就業構造基本調査の学歴の定義を参考にしている。
 - 各調査によって定義が細かく規定されているため、就業構造基本調査との対応関係が分かる資料を次回部会で提示してほしい。

エ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【個人票】

- ・ 職種区分の統合や細分化の判断理由として、「労働者のボリュームも考慮」としているが、統計的基準はあるのか。
 - 現行職種との接続性や職種による賃金水準の相違などを踏まえ、個々に判断した。
 - 「個別の判断」では不明瞭であるため、具体的な判断根拠を提示してほしい。また、日本標準職業分類や国勢調査の職種分類との対応関係をみると、本調査の特徴がみら

れるものとなっており、この点については、強くアピールしても良いのではないか。
また、現行の職種区分と今回変更が計画されている職種区分との対応関係が分かる資料も併せて提示してほしい。

→ 特に生産工程従事者の部分が大変粗いカテゴリに変更されるため、この基準も併せて示してほしい。

→ 次回部会において、資料を提示したい。

- ・ 試験調査では大企業を中心に一般事務従事者の捕捉状況が悪かったために、事務従事者の区分を大括りにしたとの説明だが、企画やマーケティング、販売促進、宣伝、調査、国際業務、法務、人事等、企業において一般的にみられる職種区分がないことが、試験調査で大企業の回答率が低かった要因ではないか。今回調査での対応は困難としても、細分化の余地について今後検討すべきではないか。

→ 基本的には日本標準職業分類を基準に職種分類を設定しており、更なる分類の見直しについても、当該標準分類の改訂状況を見ながら検討したいと考えている。

→ 他調査との関係もあるため、新たな区分に細分化して調査するのは、現段階では難しいと考える。他方、試験調査で大企業だけ未記入率が高くなっている要因については、分類区分ではなく調査方法によるものだったことも考えられるので、分析して説明願いたい。

→ 整理した上で、次回部会で回答したい。

→ 事例として挙げた企画、宣伝、人事等の職種等は、事務従事者のどの職種区分にカテゴリされるのか、併せて教えてほしい。

→ 整理した上で、次回部会で回答したい。

6 今後の予定

次回部会は令和元年7月26日（金）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、7月18日（木）に開催予定の第139回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)